

第百八号議案

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十一日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「同法」を「同法附則」に改める。

第三十五条第三項中「同条第一号又は第二号」を「同号又は同条第二号」に改める。

第三十六条第三項中「第六条第二項中」の下に「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る）」と、「」を加える。

第四十条第二項中「同法」を「同法附則」に改める。

第五十一条第三項中「同条第一号又は第三号」を「同号又は同条第三号」に、「法第十九条第三号」を「同条第三号」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の改正に伴い、読替規定部分の規定を整備する必要がありますので、本案を提出いたします。